

堺市住宅まちづくり審議会条例施行規則の一部を改正する規則

堺市住宅まちづくり審議会条例施行規則（平成13年規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市住生活審議会条例施行規則

第1条中「堺市住宅まちづくり審議会条例」を「堺市住生活審議会条例」に、「堺市住宅まちづくり審議会」を「堺市住生活審議会」に改める。

第3条中「含む」の次に「。附則第3項を除き、以下同じ」を加える。

第10条中「審議会」の次に「（部会を含む。次条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（堺市事務分掌規則の一部改正）

- 2 堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 建築都市局住宅部住宅施策推進課施策推進係の分掌事務を定める部分第3号中「住宅まちづくり審議会」を「住生活審議会」に改める。